

2012年度の主な改定と変更

注意

- (1) 2012年度の審査では、特に断りのない限り
 - ・2012年度改定基準は【新基準】(審査用文書には「2012年度～」と表記)
 - ・2010年度改定基準は【旧基準】(審査用文書には「2010年度～2015年度」と表記)と呼ぶ。
- (2) 2004年度～2011年度対応基準は2012年度以降、審査には用いられない。
ただし、2011年度以前に上記基準で認定と判定されたプログラムは、認定期間満了まで有効。

1. アウトカムズ重視のより一層の徹底

- 1) 旧基準の6項目を4項目に整理し、Plan-Do-Check-Actと基準項目の対応関係を明確化するとともに、“Do”に関する項目を新基準2に統合し、学習・教育の成果に関する審査(新基準3)に従来以上に注力できるようにした。
- 2) 上記の一環として、学習・教育の量に関する基準を見直し、旧基準2(2)の授業時間に関する数値的基準を廃止した(受審および審査の負担軽減も目的)。
- 3) 学習・教育の達成度の「水準」を意識した自己点検と審査を誘導する文言を関連文書へ追記するとともに、(a)～(i)のすべての項目が、適切な水準で達成されていることを求める基準3(5)を追加した。
 - ✓ 【新基準】基準1(2) (「水準」を明記)
 - ✓ 【新基準】「自己点検書(概要編)」(「水準」を明記)
 - ✓ 【新基準】3(5)を追加
- 4) 実地審査において、学習・教育の成果に関する審査時間が十分確保できるよう準備を徹底するために、「プログラム点検書(実地審査前)」を新設した。

2. 国際的整合性の確保・強化

- 1) 「育成しようとする技術者像」を明示するようにした。
 - ✓ 「学生を将来どのような技術者にするのか、そのために修了時に何をどの程度身につけさせようとしているのか」の明確化を求めた(新基準1(1))
 - ✓ 旧基準の「学習・教育目標」を、新基準では「学習・教育到達目標」に名称変更し、「教育として目指すもの」ではなく「学生に到達させるべきもの」であることを明確化
- 2) 旧基準1(1)の(a)～(h)にチームワークに関する能力の(i)を追加した(新基準1(2))。

- 3) 新基準1(2)の(a)～(i)の解釈のために、それぞれの意図する内容を個別基準で記述した。
- 4) 個別基準に国際的同等性を示すための最低限の量的基準は残した(「個別基準」第3条)。

3. 審査の質の向上

- 1) 新たに「プログラム点検書(実地審査前)」を導入し、実地審査前の審査情報交換の徹底を図り、実地審査において重要項目の審査に十分な時間が割り当てられるようにした。
 - ✓ 審査チームとプログラムが「プログラム点検書(実地審査前)」をやりとりし、確認できた/確認できない項目の明確化、補足資料の依頼を行い、実地審査の審査項目を絞り込むとともに、点検項目と内容を共通認識化(そのために自己点検書提出期限をこれまでより2週間早めた)
- 2) 審査報告書に点検大項目を導入し、総合的観点からの認定可否判断の実現と、個別の点検項目ごとのより明確な指摘事項の伝達の両立を図った(【新基準】「認定・審査の手順と方法」2.3 審査の方法、項目及び結果の記述)。

4. 審査の負担軽減

- 1) 自己点検書の本体部分(自己点検結果編)を表形式化し、全体を大幅にスリム化するとともに、要点の把握を容易にした。
 - ✓ プログラム点検書の点検項目と一致させ、両者の対応をとり易くした
- 2) Web等の公開情報を積極的に利用することにした。
- 3) 自己点検書を原則として電子化した。
 - ✓ 【旧基準】原則としてCD-ROMまたはUSBメモリで提出
 - ✓ 【新基準】原則として指定サーバーにアップロード
- 4) 教員個人データの提出を一律に求めることを廃止した。
 - ✓ 【旧基準】「自己点検書(引用・裏付資料編)」の「添付資料 教員個人データ」を廃止
 - ✓ 【新基準】教員個人データは不要
- 5) 「プログラム点検書(実地審査前)」の導入により、実地審査の実施計画策定を体系化し、審査業務の効率化を図った。

5. 教育改善の重視

- 1) 自己点検書の概要編に教育改善の状況を積極的にPRする記述項目を追加した。
 - ✓ 【新基準】「自己点検書（概要編）」1.3 最近の教育改善の状況
- 2) 中間審査項目の確認を3年後に行うことが適当でない特別な事情がある場合は、例外的に時期や回数を設定可能とした。
 - ✓ 【旧基準】「認定・審査の手順と方法」2.7.2 中間審査
 - ✓ 【新基準】「認定・審査の手順と方法」2.6.2 中間審査

6. 文書の整理・統合

- 1) JABEEが認定を行うカテゴリーが増えたことから、それらのカテゴリーを「認定種別」とするとともに、認定種別ごとに個別に定められていた認定基準を体系化し、各認定種別と認定分野の基準文書が容易に検索・参照できるように整理・統合を行った。
 - ✓ 「技術者教育認定に関わる基本的枠組」－「共通基準」－「個別基準」に体系化
- 2) 認定種別（認定を行うカテゴリー）の名称を変更するとともに、各種別の内容を「技術者教育認定に関わる基本的枠組」で明確に定義した。
 - 「建築系学士修士課程」認定種別を追加。
- 3) 認定分野の内容を「技術者教育認定に関わる基本的枠組」で明確に定義した。
- 4) 実際の審査は、共通基準と個別基準を組み合わせ、従来と同様に行うこととし、認定種別ごとに「認定基準の解説」を用意した。

以上